

語学留学支援サービス約款・条件書

【プログラム変更・キャンセルについての規定等】

* お申し込みになる前に必ず下記をお読み下さい。

ダイナフィルグループ株式会社(以下「当社」と称します)と、当社が提供する海外留学等プログラム支援サービス(以下「当社サービス」と称します)に申込みされるお客様(以下「お客様」と称します)との間に締結される契約は、当海外留学プログラム約款・条件書(以下「当約款」と称します)の定めるところによります。又、当約款に定めのない事項については、法令或いは一般に確立された慣習によります。

第1条 用語の定義

- 当約款で「契約」とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、仲介、取次、又は助言を行うことによりお客様が適切な学校、宿泊施設、送迎サービス等の留学に関するサービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約を意味します。
- 当約款で「留学代金」とは、お客様が当社に留学に関する手配サービス等を委託するに当り支払われる授業料・教材費、宿泊料、その他渡航先機関等に対して支払う費用、及び当社サービスの所定料金(以下「当社サービス料金」)(プログラム変更・キャンセル料は除く)を意味します。
- 尚、冒頭表記の「当社サービス」は旅行業法第2条が定める旅行業上のサービスには該当せず、従って「旅程管理」及び「旅程保証」責任は当社に帰属しません。

第2条 契約の申し込みと成立

- 当約款における申し込みとは、お客様が当約款に基づく申込書を作成・提出し、且つ当社が定める金額の下記申込金を支払い、当社がこれを確認したときを言います。

渡航(現地滞在)期間	申込金額
12週間以内の場合	80,000円
12週間を超える場合	150,000円

- 当約款に基づく契約は、当社がお客様に対し、お客様からの申し込みを受諾する旨を書面にて連絡した時点で成立するものとします。

第3条 拒否事由

当社は当約款に基づくお客様からの申し込みがあった際、以下に定める一つ或いは複数の事由が認められたときは申し込みをお断りすることがあります。

- お客様が20歳未満で保護者の方の同意が得られない場合
- 年齢、資格等がご希望のプログラムの申し込み条件を満たしていない場合
- ご希望のプログラムの定員に受け入れ可能な余裕がない、又は申し込み手続きを期限内に完了することができない等、当社がお客様のご希望に沿うことが客観的にできないと判断した場合
- お客様が病気や怪我等の健康上の理由でご希望のプログラムへの参加に耐えられないと当社が認めた場合
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、又は当社の円滑な業務遂行に支障を来すと当社が認めた場合
- 天災地変、交通機関の争議行為、疫病、国際機関・政府・その他公的機関の命令又は勧告、その他当社が管理できない理由により、プログラムの安全且つ円滑な実施が難しいと当社が判断した場合
- その他、当社が不適当と認められる事由が認められる、又は当社の業務上の都合がある場合

第4条 必要書類

- 契約成立の後、当社サービスをご提供するに当り必要な書類・情報等は別途お客様宛にご連絡します。指定された書類・情報等は必要事項を指定された言語にてご記入の上、必ず指定期間までに当社担当カウンセラーまでお送り下さい。

第5条 留学代金及び諸費用

以下に定められた留学代金、その他諸費用の支払いは必ず指定された期日までに指定の銀行口座に振り込み或いは他所定の方法でご入金下さい。指定の期日までに入金されない場合、当社サービスを停止したり、ご希望の出発時期までに留学手続きが完了できなかったりする場合があります。又、当社の責によらない事由で留学費用・その他諸費用が変更された場合は、お客様ご了承の上当社の指示する方法に必要な差額をお支払い下さい。留学費用等を概算額で支払われた場合は、支払い金額が明らかになり次第当社指示に沿って過不足金の精算を行って下さい。

1. 当社サービス料金

当社が提供するサービスに係る所定の当社サービス料金(消費税含む)をお支払い頂きます。

2. その他留学代金

当社では出願料、入学手続きに必要な費用、留学先学校での授業料・入学登録料、滞在申込金・入寮予約金、部屋代、食費、空港までの出迎えサービス料、その他留学中に必要となる費用につき、学校等より取り寄せた最新資料に基づいて算出し、お客様にご請求します。又、留学費用は支払先の事情により予告なしに変更されることがあります。

3. その他諸費用

以下に挙げる諸費用は上記1.、2.の費用に含まれません。お客様ご希望や必要性に応じて適宜ご依頼ご相談下さい。

- 航空運賃、空港税、空港使用料、航空保険料、フェルサーチャージ等、航空券購入時に発生する費用
- 海外留学・海外旅行等保険料
- 国内旅券事務所へ支払うパスポート申請手数料
- 渡航先国大使館へ支払うビザ申請手数料
- 海外送金用小切手作成、又は海外送金時に必要となる銀行手数料
- 預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書、戸籍抄本等の翻訳料
- ホテル等の宿泊費
- 留学費用等の費用で当社が代行して海外に支払うに当っては、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済し、為替変動による差額の精算は行いません。
- スケジュールの関係上、場合により出発地、経路地乃至は現地にてホテル等の宿泊施設に宿泊することがあります。その場合の宿泊予約は原則当社より行いますが、係る宿泊費はお客様のご負担となります。宿泊費は特に指定のない限りお客様が直接宿泊先にお支払い下さい。

第6条 契約の変更及びキャンセル(解除)

契約内容の変更

- お客様は渡航前に留学の日程、出願先、授業コース、宿泊先その他契約内容の変更を求めることができ、当社は可能な限りお客様のご要望に応じます。その場合当社は当社サービス料金の変更をすることがあります。又、以下の変更料(消費税含む)を申し受けます。

変更日	変更料 (同一学校・プログラム内)	変更料 (他の学校・プログラム)
契約成立日～プログラム開始日 前日の91日前	無料	無料
プログラム開始日前日の90日 ～60日前	15,000円	20,000円
プログラム開始日前日の59日 ～30日前	25,000円	30,000円
プログラム開始日前日の29日 ～15日前	35,000円	40,000円
プログラム開始日前日の14日 ～8日前	申込金	申込金
プログラム開始日前日の7日 ～3日前	申込金及び入学金	申込金及び入学金
プログラム開始日前日の2日前	申込金、入学金 及び授業料の50%	申込金、入学金 及び授業料の50%
プログラム開始日前日以降	申し込みされた留学 代金総額の100%	申し込みされた留学 代金総額の100%

- 変更の申し出は必ず当社の営業時間内にご連絡下さい。
- 査証(ビザ)申請代行をご依頼された後の変更の場合、上記変更料に加えビザ申請料金とビザ申請代行料金お客様負担となります。

お客様による任意解除

- お客様はどの時点でも当社との契約を解除することができます。その場合当社は以下のキャンセル(解約)料(消費税含む)を申し受けます。

変更日	キャンセル料
契約成立日から6日以内	無料
契約成立日から9日以降 ～プログラム開始日前日の60日以前	申込金
プログラム開始日前日の59日 ～30日前	申込金と入学金
プログラム開始日前日の29日 ～15日前	申込金、入学金及び授業料の10%
プログラム開始日前日の14日 ～8日前	申込金、入学金及び授業料の15%
プログラム開始日前日の7日 ～3日前	申込金、入学金及び授業料の20%
プログラム開始日前日の2日前	申し込みされた留学代金総額の50%
プログラム開始日前日以降	申し込みされた留学代金総額の100%

お客様の事由により当社より返金が生じた場合、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

- キャンセル(解除)の申し出は必ず当社の営業時間内にご連絡下さい。
- 査証(ビザ)申請代行をご依頼された後の解除の場合、上記変更料に加えビザ申請料金とビザ申請代行料金お客様負担となります。

当社による解除

- お客様に次に定める事由が生じたとき、当社は催告の上で当約款に基づき、契約を解除することができるものとします。
 - 定められた期日までに必要な費用が支払われない場合
 - 定められた期日までに必要な書類・情報が連絡されない場合
 - お客様が所在不明、又は一ヶ月以上連絡不能となった場合
 - お客様が当社に届け出られた情報に虚偽或いは重大な虚偽が認められた場合
 - その他当社がやむを得ないと判断する事由がある場合
 - 前項に則って当社が契約解除をするときは、留学費用、プログラム変更料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金致しません。又、プログラム参加中止により渡航先学校・研修期間等で発生する取消料等の費用及び損失はお客様のご負担となり別途当社より請求されます。

第7条 免責事項

当社は次の場合には責任を負いません。

- 申し込みを希望する学校・コースが定員に達している等の学校側の理由で入学できない場合
- 申し込みを希望する滞在施設が定員に達している等の理由で滞在できない場合
- 渡航先の事情又は通信事情により入学許可証等の必要書類が期日までに届かず出発できなかった場合
- お客様がパスポート又はビザを予定通り取得できず出発が延期・中止になった場合
- お客様が渡航先に入国拒否された場合
- お客様が個人的な事由によりローン等の承認がない等、留学費用の準備ができず手続きの継続が不可能になった場合
- 天災地変、不慮の災難、交通・宿泊・学校機関のサービス停止、お客様の生命・身体への安全確保に必要な措置、その他不可抗力により損害が生じた場合
- 渡航期間中はお客様個人の責任において行動して下さい。現地にてお客様の故意、過失、受入国もしくは学校・滞在先の公序良俗等に違反した行為により生じた責任、損害等は全てお客様の責任となります。又、現地での学校・就労生活、個人生活、その他滞在中の事故・事件等について当社は一切の責任を負うものではありません。又、それらの行為により当社が損害を受けた場合、当社はお客様へ損害の賠償を申し受けます。

第8条 守秘義務

当社はお客様から提供された個人データ等の守秘されるべき情報を、個人情報保護法、及び当社規定等に基づき当社サービス提供の目的以外では第三者に一切開示することなく厳重に管理致します。但し万一の緊急事故対応、サポートに備える目的でお申し込み内容、海外留学・海外旅行保険等の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがありますのでご了承下さい。

第9条 海外留学プログラム参加に際しての注意事項

- プログラムによっては健康診断書、レントゲン診断書、各種予防接種証明書等の医療関係書類が必要になる場合があります。これらに係る費用は全てお客様にてご負担下さい。
- 学校・その他現地機関よりの要請につき、海外留学・海外旅行保険は必ず日本出発前にご加入下さい。
- 現地宿泊施設(ホームステイ受け入れ家庭含む)の都合により滞在先が現地に到着前或いは到着後にもやむを得ず変更になる場合がありますのでご了承下さい。
- 渡航先国祝祭日は原則として学校・その他プログラムも休みとなりますが、当該分の料金の払い戻しはございません。
- 現地学校・その他プログラムや宿泊施設では定められた規則を遵守して頂きます。お客様の規則違反や公序良俗に反する行為により就学・就労・その他プログラム参加及び滞在を拒否された場合、又はお客様の都合により途中帰国される場合は、残存期間分の費用払い戻しは致しません。又、それにより別途発生する費用につきましてはお客様ご負担となります。

第10条 雑則

- 当約款は事情により告知なしに変更されることがあります。
- 当約款・契約に関する訴訟・その他法的手続きについては東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。
- 当約款及び契約は日本国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
- 当約款の内容は2008年7月1日以降に申し込まれる全ての契約に適用されます。